

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては7月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲示するちらし

「月次相談レポート」7月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

- ・平成30年7月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

### お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

## 携帯電話の機種変更で タブレットも抱き合わせに!?

「無料」「お得」だからとタブレットなどとセット契約した場合、解約時にトラブルになるケースが増えています！

- 機種変更に行ったら、無料だからとタブレットも勧められ契約した。あまり利用しないので解約を申し出たところ、違約金がかかると言われた。
- 以前契約したスマホとタブレットの契約を更新月に解約しようとしたら、別々に解約手続きが必要で、さらにどちらかの解約料が必ずかかるといわれた。

購入時はセットで同時契約でも、  
解約ルールはそれぞれ異なる  
場合がありますのでご注意ください！



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索